

韓国における自活支援福祉政策の模索

中 尾 美知子

Recent Development of Social Welfare Policy in the Republic of Korea: The year of 2000 and after

Michiko NAKAO

In the year of 2000, 'the Basic Livelihood Security Act' was put into operation in the Republic of Korea, which included a new idea of assisting to build "Self support community" by some recipients of welfare benefit, who are able to work but unemployed for the time being.

Korean Government dispatched survey groups to France, Italy and so on to search advanced experiences to learn how to back up this type of 'self-support partnership'. But, of course, Korea needs to find Korean way. First of all, considering of historical background of this country, it is not easy as a whole, to balance between stimulating individual initiatives and backing up group activities above mentioned, and secondary, effective measures must be found one by one observing preceding facilities already established in each local communities.

1. はじめに

韓国では、1999年9月、「国民基礎生活保障法」が制定された¹⁾。それまでの「生活保護法」では、18歳以上65歳未満の勤労能力のある人には、定職がないため所得が最低生計費に満たず最低限の生活が営めなくとも、生計費支援を行ってこなかったが、その内容を改めて、今後は勤労能力の如何と年齢とに関係なく、最低生計費以下のすべての世帯に生計費支援が行われるようになったことを大きな特徴とする。

改正の背景には、この間の韓国経済の成長が基調としてあげられるが、直接的には97年末以降の「IMF事態」と呼ばれる経済危機の経験があった。突然の大量失業（99年2月には失業率が一時的に8.6%にまで達した）と、ホームレスの増大（98年12月末、約6000名推定）は、生活保護制度から漏れ落ちる階層の存在を社会全階層に身近なものとしてクローズアップし、国民生活の最低限を保障するセイフティネットの抜本的見

直しが要請されることになったのであった。

同法の特徴はこの例外なしの最低生活保障にあわせて、勤労能力のある受給者の勤労意欲維持・向上を目的とした制度的装置を設けたところにある。金大中政権は、この労働市場政策的要素を持った公的扶助制度の制定を、民主主義、市場経済と共に国政運営3本柱の1つとして設定した「生産的福祉」の目玉と位置づけたのである。

制定当時、「国民基礎生活保障法」はそのセイフティネットとしての機能が注目されて、「制定を歓迎する」と社会一般に肯定的に迎え入れられたが、勤労能力のある受給者の勤労意欲維持・向上を目的に「自活支援計画」を始めとした制度的装置を設けるとした部分については、さほど期待が示されることはなかった。せいぜい福祉病予防対策と理解されるか、どちらかといえば勤労と連係した福祉制度は経済成長を優先する思考から生まれたものであり福祉発展を阻害する危険性が高い、といった疑念の方が多く表明された。

しかし2000年10月の法施行から3年を経た今では、「生産的福祉」、「自活支援」という用語は、金大中政権の社会福祉政策の柱として韓国社会に広く認知され、現盧武鉉政権にも引き継がれている。そこで本稿では、「国民基礎生活保障法」のなかでも「自活支援」に注目して、韓国における新たな自活支援福祉政策の展開過程と改善方向摸索の様子について整理、検討したい。

2. 自活支援事業の概要と進捗状況

(1) 事業概要²⁾

自活支援政策について、事業の概要を紹介しておこう。その輪郭は、国民基礎生活保障法施行令（2000年7月27日制定）と、同施行規則（2000年8月18日制定）によって固められた。

まず、基礎生活保障法で生計保障受給者となった者のうちから、①勤労能力の有無（18歳未満63歳以上の者、あるいは障害、疾病、負傷で勤労能力のない者、妊娠婦等）②世帯特性（養育、看病、保護の必要な世帯員を抱えている者、あるいは大学生）③環境変化（入隊前、除隊、出獄、卒業から3ヶ月、あるいは病後回復3ヶ月）④現在の就業状況（1日6時間以上で週3日

以上勤労従事者など）等の与件に照らして就業不能と判断された者を除外して「条件付き受給者」を確定する。

次に、彼らを対象に「自活類型」を判断する。この判断は社会福祉専担公務員が「世帯別自活支援計画」を立てながら進めて行く。計画樹立の原則は「受給者世帯の特性・欲求把握および長期的自活方向の模索」に置かれている。そこで、受給者の勤労能力の程度を評定（年齢、健康状態、職業履歴・学力の程度を点数表によって分類）したうえで、世帯与件と自活意欲を勘案し、世帯の生活歴、貧困要因を総合的に把握し、世帯の自活を誘導するために集中支援すべき世帯員に対する診断が行なわれる。また福祉サービスが必要な世帯員および提供の必要な福祉サービスの把握が行なわれる。そしてこれらをもとに、受給者の自活類型が決定される。自活類型は表1のように分類されている。

こうして決定した類型別に、対象者に対して「自活事業プログラム」が提示される（表2参照）。プログラムは、非就業対象者に対する保健福祉部主管事業と、就業対象者に対する労働部主管事業からなり、自活事業実施機関（施行令12①によって指定された公共また

表1 条件付受給者類型

類型	定義	基 準	特 性
就業対象者	○即時労働市場で就業または創業が可能な者○職業訓練を通じて労働市場編入が可能な者	○勤労能力点数70点以上○勤労能力点数が50点以上の者が、就業支援サービスを受けようとする場合	健康な青年層健康状態が良好で、学力が高く、就業経験があり、就業支援を通じて自活することが可能な層
非就業対象者	○労働市場での就業は難しいが、共同作業場、自活共同体参加、公共勤労機会提供などが必要な者	○勤労能力点数70点未満○勤労能力点数が70点以上の者が、保育・看病など世帯与件上就業支援プログラムに参加が難しい場合	健康状態および学力・職業履歴状態が低い勤労可能層

〔出典：保健福祉部『国民基礎生活保障事業案内（II）自活事業』P.41〕

表2 対象者類型別自活事業プログラム

主管	類型	自活事業プログラム	自活事業実施機関
保健福祉部	非就業対象者	自活共同体事業	自活後見機関
		自活勤労 Up-grade型	民間委託機関など
		就労型	市・郡・区など
		地域奉仕	社会福祉館、精神保健センター、市・郡・区など
		リハビリプログラム	精神保健センターなどの精神保健施設、社会福祉館、大学研究所、自活後見機関など
		生業資金融資	市・郡・区
労働部	就業対象者	就業斡旋	雇用安定センター
		職業訓練（創業訓練）	職業訓練機関
		職業適応訓練	雇用安定センター、職業適応訓練機関
		自活就業促進事業など	雇用安定センター

〔出典：「条件付受給者類型と生計給付条件提示」（保健福祉部『国民基礎生活保障事業案内（II）自活事業』P.43）に基づき作成〕

は民間機関・団体)によって進められる。「自活後見機関」はその核心的存在と位置づけられており、受給者あるいは彼らと生活水準を同じくする者の自活促進に必要な事業を行うため、保障機関である国、地方自治体によって指定された社会福祉法人等非営利法人、団体または個人を指す。

「条件付き受給者」はプログラムへの参加を通じて「自活」達成を目指す。また、プログラムへの参加が生計保障受給の条件となっているので、参加しない場合は給付が中断される、という流れとなっている。プログラムには、義務的に参加しなければならない「条件付受給者」のほかに、自活事業の効果を高めるのに必要な範囲内で、「自活給付特例者」(自活事業参加で得た所得によって、所得認定額が選定基準を超過する受給者)・一般受給者(条件付受給者以外の受給者)・「次上位階層」(受給者として選定されない者で、所得が最低生計費の120%未満の世帯)からも参加が可能となっている。

自活事業プログラムは、「①リハビリプログラム・地域奉仕→②自活勤労→③自活共同体・就業斡旋等」の順に、参加者の意欲、能力を次第に向上させ、最終的に自立を促すことを目的とした段階的な発展過程として構想されている。そのうち注目されるのは、最終段階に置かれた「自活共同体」の存在である。受給者あるいは受給者と類似した生活水準の者が互いに協力して、組合または付加価値税法上の2人以上事業者として設立・運営する共同出資方式の事業であり、保障機関である国・地方自治体は、構成員中に受給者が3

分の1以上いる共同体に対して、事業資金融資、国公有地優先賃貸、国・地方自治体事業優先委託、生産品優先購買などの支援を行うことができる。またその前段階に位置づけられた「自活勤労」は、既存の公共勤労事業が一時的な働き口を提供していたのに対して、より長期的な計画の下で、自活共同体創設などの基礎能力を培養することに主眼を置く事業である。2002年からは、看病手伝い・家修理・清掃・飲食物リサイクル・廃資源リサイクルの5つが、自活勤労の重点推進事業に指定されている。

自活事業に対する政府予算を見れば、2001年度の923.7億ウォンから、2002年度には1,674.5億ウォンと2倍近くに増え、2003年度も1,691.6億ウォンと前年同様の規模が維持されている。

(2) 進捗状況³⁾

2002年度の数値によって、自活支援事業の進捗状況を見てみよう。まず「基礎生活保障法」生計保障受給者136万名中、勤労能力があると判定された受給者は29万名であり、そのうち自活支援事業に参加することを受給の条件とされる「条件付受給者」は4.1万名であった(表3参照)。

自活事業プログラムへの参加人数は、2002年10月現在で、5.7万名であり、その内訳は、条件付受給者4万名、自活特例者および一般受給者0.6万名、希望参加の次上位階層1.1万名であった。そのうち、次上位階層を除いた4.6万名のプログラム別参加状況は、表4のとおりであり、「就労型自活勤労」参加者が最も多く、「自活共同体」参加者は2,000名に止まっている。

表3 勤労能力保有受給者の構成(2002年9月)

(単位 千名)

勤労能力 保有受給 者総計	自活事業参加					条件 付加 除外者	民間部門就業			
	条件付受給者						小計	正規職	非正規 職	
	小計	特例受 給	小計	保健福 祉部	労働部					
291	44	3	41	31	10	65	182	71	111	

資料：保健福祉部自活支援課(2002年9月)、生活保障課(2003年5月) 資料を再構成

[出典：ノ・テミョン「自活支援制度改善の争点と推進方向」P.2]

表4 自活事業プログラム別参加現況(2002年10月)

(単位 千名)

計	保健福祉部						労働部	
	小計	自活共同体	自活勤労			地域奉仕 リハビリプロ グラムなど		
			小計	Up-grade 型	就労型			
46	44	2	38	10	28	4	2	

[出典：保健福祉部『国民基礎生活保障事業案内(II) 自活事業』P.7]

2002年度の自活支援事業進捗状況に関する以上の数値は、この自活支援福祉政策がまだようやく動き始めたばかりだということを物語っている。事業参加者の社会統合または社会化という側面では肯定的な評価を得つつあるともいわれるが、自活共同体を通じた安定した創業や、自活勤労参加者の就業、創業にいたる比率の増大は、これから問題であるといつてよい。

3. 自活支援事業の来歴

「生産的福祉」が社会的認知度を高めるにあたっては、大統領直属の「生活の質向上企画団」が一定の役割を果たしたようだ。政府傘下の研究所スタッフと政府内関連部署の公務員10余名で構成された同企画団によって、「生産的福祉」には「基礎生活保障制度」と「自活支援拡大」の両面から肉付けが施された。

企画団チーム長イ・チャンウォンによれば、生産的福祉は「単純施恵的福祉を越えて、究極的に誰にでも働く機会を準備する福祉体系を構築するもの」であり、仕事を通じて自活し、市場経済を通じて自ら競争力を持てるようにするということが、核心的要旨であるという。そこで、「社会福祉団体・地域社会が国家と相互に協力して、脆弱階層のための自活政策を展開できるよう努めなければならない」⁴⁾というのである。

ところで、こうした自活支援政策は、すでに旧生活保護法の中にも存在していたのであり、まったく事新しいというわけではない。1970年代には一部宗教団体聖職者たちと何人かの社会運動家たちがスラムを中心に自活事業を始めたことがあった。また、低所得層と福祉・市民団体が自発性を基盤にして結成した「共同体」の存在がある。これは10余年前から全国で多くの市民・社会団体によって協同組合形態で何度も試みられてきた。もう一つは、保健福祉部の「自活後見機関」を通じた支援事業で、政府が行政、財政支援をして民間団体が運営する形態である。「自活後見機関」は今では自活支援事業の代名詞的存在であり、96年5月にソウル市冠岳区など5カ所で始められ順調に増加して、2000年末には全国に70カ所が設けられるに到っている。これら「自活後見機関」は、自活対象者が自立できるよう彼らの技術と資本力を育てる役割を果たしてきた。対象業種は低い技術と資本力でも充分な縫製、小規模住宅修理、弁当製造、看護人事業などである⁵⁾。

「国民基礎生活保障法」はこのような来歴を持つ自活支援事業を「生産的福祉」の要として位置づけ、更

なる充実を目指そうとしたのである。2002年末現在「自活後見機関」は192カ所にまで増加している。また低所得層青少年を対象に、就業、自活支援を行なうと同時に健全な文化空間を提供することで、貧困文化が世代間に引き継がれることを遮断しようとする青少年自活支援館を自活後見機関に付設する事業なども始められている⁶⁾。

4. ソウル特別市ノウォン区における事例⁷⁾

では、この自活支援事業が抱える課題は何か。その焦点として浮かび上がってくるのが‘地域社会’との係わりである。

韓国で地方自治制度が本格的に動き始めたのは、1995年のことに過ぎない。1961年の軍事クーデターで地方議会は解散させられ、中央政府が地方自治体の長を任命するという状態が続いてきたが、87年の民主化宣言後、91年に地方議会選挙が行われ、95年に「地方自治法」の大幅改正が図られて、ようやく地方自治体の長の選挙が実施された。制度的には整ってきたもののまだまだ日の浅いこの「地方自治」が国民基礎生活保障法の、なかでも‘自活支援事業’を支えることが出来るか否かがこの新しいシステムの成否を分けることになるだろう。

その意味で、現在、地方自治体のなかで、広域自治体のソウル特別市と京畿道、基礎自治体のソウル特別市ノウォン区・クロ区・カンブク区には、自活専門担当組織が設置、運営されている点が注目される。

以下に、そのうちの1つであるソウル特別市ノウォン地区の‘自活支援事業’の具体例を、同区庁による紹介内容に即して見てみよう。

(1) ノウォン区自活事業現況

1) 対象者、参加者現況

ノウォン区はソウル特別市の東北部に位置する。2001年末現在の総人口は646,905名である。2003年の基礎生活保障受給者数は17,991名であり、そのうち勤労能力があると判定された受給者は4,929名である。さらにそのうちで自活支援事業に参加することを受給の条件とされた「条件付受給者」は761名であり、内訳は「就業対象者」366名、「非就業対象者」415名となっている。

ノウォン区では、区庁社会福祉課に「ノウォン区庁自活支援チーム」を設け、自活支援連携網を組織して、

「非就業対象者」および次上位階層などの低所得層を対象に自活支援事業を実施しており、その参加現況は表5のとおりである。

2) 自活支援連携網

ノウォン区内の17機関（保障機関1〔ノウォン区庁自活支援チーム〕、雇用安定センター1、自活後見機関3、総合福祉館7、利用施設3、民間団体1、精神保健センター1）

によって構成されている。

3) 自活事業類型別推進現況

①自活共同体

共同体構成員が事業施行主体となり、共同出資の組合方式で運営する事業。自活後見機関の技術、経営支援の下に推進する。自活後見機関は、地域社会資源との積極的な連携を通じ安定的な仕事を提供することで、参加者が勤労経験を蓄積できるようにし、共同体に対する所属感を高め、将来の創業に対するビジョンを描けるよう支援する。

ヌルプルン洗濯村

〔運営支援〕ノウォン自活後見機関 〔共同体認定〕

2002.4 〔参加〕条件付受給者3名

〔事業内容〕スポーツジム運動服、美容室タオル、病院入院室シーツ、手術服、輸出用帽子、製作工程アロハシャツなどの洗濯業務。ソウル市店舗賃貸支援作業場に、洗濯機2、脱水機1、乾燥機3台を備えて作業を行っている。1999年に古着リサイクル事業の施行で確保した共同体チームワークと事業基盤を基礎に、2000年労働能力を喪失した受給権者に無料洗濯支援事業を

実施。自活共同体として創業するため最小限の人件費と運営費を確保するまでの間、特別就労事業の形で進行。2001年有料洗濯事業に転換。2002年3月自活共同体設立申告。2002年下半年、水洗い専門店に転換。

アウトバーン宅配

〔運営支援〕ノウォン南部自活後見機関 〔認定〕

2002.11 〔参加〕条件付受給者1名、自活特例1名

〔事業内容〕一般会社や花屋を主顧客に、地下鉄を利用した配送業務。地下鉄宅配自活勤労事業として出発。現在、代表者の収益金分配は月1人当たり60万ウォン。オートバイ便事業に拡張準備中。低所得家庭女性、高齢者に仕事口を提供。

海苔巻きセサン

〔運営支援〕ノウォン南部自活後見機関 〔認定〕

2003.1 〔参加〕条件付受給者1名、次上位階層1名

〔事業内容〕低廉な価格の軽食店。周囲の商店、工場地帯に注文配達も行なっている。代表者収益金分配月1人当たり約70万ウォン。残り収益金で生業資金償還。

北部建設

〔運営支援〕ノウォン北部自活後見機関 〔認定〕

2003.2 〔参加〕条件付受給者1名、自活特例1名

〔事業内容〕壁紙、オンドル床紙張りなどの内装。流し台、サッシなど各種工事。2001年壁紙貼り、家修理自活勤労事業団として出発。LG福祉財団「愛の家修理」16世帯を工事。ノウォン区低所得世帯無料壁紙、オンドル床紙張替え82工事。ノウォン区庁家修理現物住居給付27世帯改・補修工事など。基礎生活保障基金で店舗賃貸。2004年から後見機関の事業支援を受けず

表5 ノウォン区 自活事業参加現況

(単位 名)

区分	計	自活共同体	自活勤労		地域奉仕	リハビリプログラム	生業資金その他
			Up-grade型	就労型			
計	1,297	13 (28)注	249	989	21	25	-
条件付受給者	332	10 (17)	160	124	21	17	-
自活給付特例	50	1 (3)	34	15	-	-	-
一般受給者	62	1 (0)	5	48	-	8	-
次上位階層	853	1 (7+ 一般人1)	50	802	-	-	-

〔出典：ノウォン区庁自活支援事業ホームページ「ノウォン区自活事業現況〕

注：数ヶ月単位で参加人数に変動がある。参考のため、「3) 自活事業別推進現況」に記載した事例別参加人数合計をカッコ内に示しておく。

完全独立運営予定。

愛の手作り味

〔運営支援〕ノウォン自活後見機関 〔認定〕2003.7

〔参加〕条件付受給者4名、自活特例1名、次上位階層5名

〔事業内容〕2001年欠食住民弁当自活動労事業団（愛の弁当）として出発。低所得住民の密集地域（労働と生産の領域から排除された女性長期失業世帯主の比率が高い。低所得一人暮らし老人、欠食児童が多い）というノウォン区の地域特性を考慮して事業計画。事業団参加者の大半が30～40代女性。低所得層欠食児童、挙動が不便な高齢者に無料弁当を提供（一部配達）。また、家内手工業工場や民間団体、商店へ一般弁当販売。1日256食（一般食85、北部老人福祉館31、欠食老人51、欠食児童89）。月平均売上額1100万ウォン。2003年3月現在積立金7400万ウォン。低所得住民の安定的仕事口確立、所得保障、困難・喜び・やりがいを共有する共同体を目標に活動を進めている。

以上のほか、パンの国、ロマン猫（衣類販売）の事業があり、計7つの自活共同体が運営されている。

②アップグレイド型自活動労事業

参加者の能力向上を通じ、自活共同体など上位自活経路に進入するための、前段階プログラム。自活後見機関、社会福祉法人など非営利法人、市民社会団体、宗教団体で、自活支援事業遂行能力または経験のある民間機関が事業施行主体となる（民間委託）。事業申請団体から公募し、自活機関協議体の客観的な審査基準に依拠して審査、決定する。

病院および在宅看病人事業（福祉看病人事業）

〔事業実施機関〕ノウォン自活後見機関 〔期間〕1998年～（現在実施期間2003年1～6月） 〔参加〕条件付受給者14名、次上位階層5名、一般人1名

〔事業内容〕ノウォン地域低所得層患者に看病医療サービスを提供する。経済的負担による低所得層の入院忌避現象を最小限に抑え、彼らの心理的、肉体的安定を支援し、早期快癒を導き、患者の家族が看病のため生業を放棄することを防ぐことで、当該世帯の経済的自立活動を間接的に支援する（受給者患者99%、その他低所得層患者1%）。同時に看病労働能力のある低所得層女性に仕事口を提供。脆弱階層のための医療サービスと仕事創出との結合の制度化を図っている。サービス提供者は所定の理論、実技教育を通じて、専門人力

としての技術的、心理的専門素養を積み、現場で実践する（1人40時間実技教育履修）。こうした過程は女性、特に女性世帯主の自活自立の促進に助けとなっている。老人療養病院など特定脆弱患者を主とする病院と看病契約を結び、特化した看病サービスを地域内で展開している。

〔派遣病院〕ノウォン区管内5病院、その他チョンリヤンリタイル天使病院など。

〔事業の流れ〕ノウォン自活後見機関福祉看病人事業団が洞事務所・病院・福祉館・宗教機関などから患者依頼を接受、派遣。

〔実技・理論教育〕17自活後見機関連合である「薬の手の母さんの会」が、新規参加者に対する専門看病実技・理論教育を実施。有料会員には就業斡旋。ノウォン自活後見機関では、この福祉看病人自活動労事業団以外にも、女性世帯主に仕事口を斡旋するための有料看病病人職種別グループを組織している。

下溪リサイクル・クリニック事業

〔事業実施機関〕下溪社会福祉館 〔期間〕2001年3月～（現在実施期間2003年1～6月）

〔参加〕条件付受給者8名、自活特例3名、次上位階層4名

〔事業内容〕ノウォン区内アパート団地のリサイクル用品分離回収・販売事業。個々のアパート団地と契約して、週1度住民が出す生活用品中リサイクルが可能な品を分類し、リサイクル品収集事業体に販売する。その他、衣類リサイクル事業も展開。2003年2月現在の収益積立金は2,747万ウォンに達している。2003年度下半期には、現事業参加者の半数のメンバーで自活共同体を構成することが可能になると予想されている。

以上のほか、廃資源総合収集再処理事業、植物銀行事業、福祉看病人事業、みどり屋事業（縫製）、清掃用役事業、壁紙貼り家修理事業、トータルクリーニング事業、福祉看病手伝い事業、障害女性家庭手伝い事業、サンゲ製菓・製パン事業、アルコンタルコン豆腐事業、分かち合いペイカリー事業、ケア福祉事業があり、計15のアップグレイド型自活動労事業が運営されている。

③就労型自活動労事業

受給者（労働能力が微弱な条件付受給者、事業参加を希望する一般受給者）、次上位階層が参加。受給者に対する付加的な所得提供と自活意欲鼓吹によって、

上位自活経路進入を図ることを目的とした、地域環境整備などの労働強度の低い軽労務自活事業。地方自治体が直接施行する。

事業名	事業参加機関	事業参加人数	事業内容
リサイクル用品分離回収	清掃行政課	131	リサイクル用品選別
公園緑地整備	公園緑地課	272	公園緑地整備
山火事監視	〃	13	山火事監視
張り紙整備	住民自治課	7	張り紙整備
洞環境整備	23洞事務所	519	洞環境整備
地域福祉	中溪3洞ほか 7洞事務所	25	家事手伝い、民願案内手伝い、 社会福祉手伝い等

④地域奉仕事業

条件付受給者が地域奉仕に参加する場合で、一般的なボランティアとは異なる。「条件履行」次元で勤労能力が低い受給者（年齢上労働強度が低い事業だけが可能な者）を対象にした軽労務奉仕活動（週3日、月12日奉仕で条件履行）。就業対象者の場合、事業施行与件などを勘案して職業訓練課程などの待機期間に参加可能。社会福祉法人など非営利民間団体が事業施行主体。地域社会福祉館社会福祉プログラムの支援などで奉仕を実施。

機関名	事業名	計画人員	月参加日数
下溪社会福祉館	家事補助事業	4	12
	敬老食堂補助事業	1	12
	弁当配達事業	3	12
コルン総合社会福祉館	痴呆老人短期保護センター補助	2	12
	障害児童昼間保護補助	3	12
北部老人福祉館	痴呆昼間保護所補助	1	20
	弁当配達事業	1	20
北部総合社会福祉館	敬老食堂および弁当配達補助	3	12
脳性マヒ福祉館	福祉館環境美化事業	4	12
北部障害者総合福祉館	障害者食堂補助	5	12
	重症在宅障害者移動奉仕	5	12
	放課後教室プログラム補助	1	15
ノウォン1総合社会福祉館	常備食および食事配達補助	2	16
	痴呆昼間保護所プログラム補助	1	12
	弁当、常備食配達奉仕	4	12
中溪総合社会福祉館	在宅福祉業務補助	4	12
	家庭奉仕員派遣事業	1	12
	移動入浴事業補助	1	12
	老人短期保護事業補助	1	12
平和総合社会福祉館			

障害青少年昼間保護事業補助	1	12
精神障害者社会復帰事業補助	1	12
午前託児事業補助	1	16

⑤リハビリプログラム事業

身体的に健康だが、精神的、心理的な問題を持っていることから職場生活に適応できない者、あるいは過度の飲酒などで正常な家庭、社会生活が不可能な条件付受給者を対象に行なう社会適応前段階のリハビリプログラム。

ティディンドル断酒リハビリプログラム

アルコール中毒の受給権者のための断酒実践訓練。ノウォン精神保健センターが事業施行主体。参加者17名。地域社会Outreachを通じた動機付与相談、医師相談、心理評価、リハビリプログラム参加、家族相談、医療・福祉支援連携などにより、本人の疾病管理能力を培養し日常生活および対人関係能力を向上させ、自活意志を持つように支援する。

⑥生業資金融資

国民基礎生活保障法上の受給者、所得認定額が120%以下の者（以上信用融資。担保融資は150%以下の者を含む）で、勤労能力と自活意志が旺盛であり、事業展望・技術・経営能力など事業計画の妥当性が認定され、市長・郡守・区庁長の推薦を受けた者に対して行なわれる融資。信用融資の場合1世帯当たり1,200万ウォンを限度とし、年4.0%の固定金利、5年据え置きで融資を受けることができる。

(2) ノウォン区自活事業の特徴

以上のように、ノウォン地区での事例から、われわれは、自活支援チームの活動の下で、広範な地域社会資源が組織化されつつある様子を知ることができる。しかしながらその数値は、さらに改善すべき課題があることも浮かび上がらせている。

ノウォン区で実施されている自活事業の推進現況を見ると、(ア) 参加状況については、次上位階層を除いた受給者の、アップグレイド型自活勤労への参加率の高さが注目される。就労型参加率42%をわずかながら上回って、45%に達している。全国規模では(表4参照)、就労型64%に対して、アップグレイド型は23%であり、アップグレイド型への参加の不振が指摘されている。(イ) また、プログラムの展開については、

自活勤労事業団から自活共同体への順調な転換の様子が読み取れる。プログラムは、アップグレード型自活勤労から自活共同体へという発展過程を通じて、参加者の自活能力が高まるように構想されているので、その意味でノウォン地区の自活事業はモデルケース的展開を遂げているといってよいだろう。

しかし他方で、(ウ) 自活共同体の結成は多種多様に行なわれているにもかかわらず、その参加者数が少ないことは否めない。全国的にも自活共同体への参加は少数にとどまっているが、その比率よりさらに低い。(エ) また、就労型自活勤労に対する次上位階層の参加の多さが目を引き、次上位階層に対するアップグレイド型や自活共同体への参加誘導について、検討の余地があることを物語る。

5. 関係機関による制度改善案

(1) 保健福祉部による制度改善の重点課題

韓国保健福祉部では「2003年度総合自活支援計画」樹立にあたって、自活事業施行2年間の実績を次のように評価した⁸⁾。

1) '仕事を通じた生産的福祉制度'定着へ努力。2) 単純勤労中心の就労型自活事業から脱皮し、利潤創出を通じた経済的自立を志向する'市場型'事業を積極推進。3) 自活事業の推進効果：自活共同体参加者1人当たり月66.5万ウォンの所得創出。自活後見機関内1,188事業団で、35億ウォンの収益金積み立て。道徳的弛緩を防止するため、自活事業参加拒否者（7,000名）に対して生計給付中止。4) しかし、自活事業の定着不十分。自活対象者減少、プログラム多様性不足、勤労誘引不足。5) とはいえ、自活後見機関など自活基盤が持続的に拡充され、「市場型」アップグレード自活勤労を中心に参加者の技術能力向上と所得増大など経済的自立可能性が見られた。

さらに、以上の評価を踏まえて、2003年度事業の基本方向と重点課題を次のように示している。

基本方向 1) 自活事業プログラムを多様化し、自活関連機関の効率的な運営を通じて自活事業の生産性を高める。2) 自活事業参加対象者拡大および能力向上と、勤労誘引制度施行による低所得層の自活促進。

重点課題 1) 自活共同体拡充および支援体系強化。市場開発と広域事業団運営を通じた競争力確保。2) 生業資金融資および創業時店舗賃貸支援事業活性化。自活事業支援インフラおよび情報ネットワーク構築。

3) 地方自治体と自活後見機関運営評価およびインセンティブ提供。4) 勤労所得控除モデル事業実施および自活給付差等支給。収益金積み立て・自活特例者医療給付拡大など制度補完。5) 勤労能力者の年齢上限基準引上げ（2004年には64歳とする）。6) 現実性ある就業支援プログラム提供。

(2) 「韓国自活後見機関協会」による制度改善案

「韓国自活後見機関協会」は、自活後見機関の全国組織である。傘下に情報センターがあり、創業支援・開発と自活事業の情報化に努めている。同協会では2003年9月に「自活事業制度改革の課題と改善方法に対する討論会」を開催して、「自活事業制度改革方向と課題—協会制度改革要求案作成のための基礎文書」を提示し、現制度の問題点と解決方向を次のように述べた⁹⁾。

1) 参加対象者の拡大

まず、現制度の最大の問題点は、自活事業の現実と政策目標との乖離にある、という。これまでの政策目標は脱貧困、脱受給と設定されてきたが、自活事業の現況を見れば、その主対象者である条件付受給者層の相当数は創業を通じた経済的自立という政策目標を適用するのが難しい集団だということが現場の主たる見解である。そこで必然的に脱貧困（共同体創業を通じた経済的自立）を目標とする'市場型'自活勤労参加者の比率は低く、「公益型」自活勤労参加者の比率が圧倒的に高い結果となっている。「公益型」自活勤労の目標は、経済的自立よりは①勤労参加（労働権確保）と②地域社会内の公益的サービス拡充にある。

勤労能力と意欲が低い条件付受給者および次上位階層の参加だけでは自活事業の効果的遂行は難しく、受給者自立に必要な自活企業（自活共同体）設立は難しい。現実の自活共同体に参加している非受給者も次上位階層ではない一般低所得者層が多数である。

そこで、自活事業の効果的遂行と受給者自立促進のために、低所得層参加が保障されなければならない。自活事業参加対象者を受給者・次上位階層および低所得層などの、労働市場から排除された社会的脆弱階層全体へ拡大することが必要である（ただし、参加優先順位をつけ、またアップグレード自活勤労事業参加者の40%の範囲内で次上位・低所得層参加を保障）、と主張される。

さらに、対象者を拡大するためには、自活給付を基

基礎生活保障法から分離して自由に提供できるように、別途の自活支援法制定も視野に入れるべきであると述べている。

2) 自活経路の多様化

現在、自活勤労参加者の自活経路は、事実上自活共同体設立という単一経路に制約されている。自活勤労過程を通じた就業、自活の可能性が排除されており、創業方式においても‘2人以上の事業者’と規定することで、もっとも一般的な個人企業形態である1人事業主方式を排除している。そこで、就業、1人事業者方式の個人創業も自活後見機関事業を通じた自活経路に含ませ、多様化する必要がある、という主張である。

その際、これまでの‘自活共同体戦略’から、1人事業者方式の個人企業、非共同体型企業（共同所有および共同分配方式で運営されない一般私企業類型）、共同体型企業（協同組合類型）までを含む‘自活企業戦略’に転換するよう提案している。‘自活企業’の定義は、「受給者ら低所得層のための勤労機会を提供し、働き口を創出することを目的に設立・運営される企業」とし、「自活企業認定制度」を導入して、自治体、自活後見機関および自活事業遂行民間団体が設立・運営を支援した場合、または受給者が参加人数の20%以上の企業に対して自治体が認証し、税制恵澤など法的支援を行なう、などを内容としている。

3) 共同体型企業の法制化

‘自活企業’を企業類型と関係なく自活政策に符合するすべての企業形態を包括する概念として使用する場合、このうちの共同体的企業類型には別途の法的概念を準備する必要がある、という。一般的な労働者生産協同組合法またはイタリアの社会的協同組合法などを学び、共同体方式の企業運営を法的に保障しなければならない、というのである。

4) 保護された市場の創出

社会的脆弱階層の働き口創出には社会連帯が前提とならなければならない。公共分野での政府事業委託と企業の公益事業を通じた支援制度によって、自活事業の成果が異なってくる。国家を当事者とする契約に対する法律、社会福祉事業法、所得税法などを改正し、自活事業が関連条項の適用を受けるようにし、自活支援条例を制定、地方政府の事業委託を活性化する、という主張である。

5) その他に、①所得控除強化。②受給者脱落時のすべての給付中断の再検討。③資金支援体系の強化（店舗賃貸、土地購入、設備費、運営資金）、自活勤労収益金使用自律化、国民基礎生活保障基金使用活性化、社会連帯銀行など民間自活基金拡充支援、などが検討課題としてあげられている。

6. 「先進自活事例海外研修報告」

韓国保健福祉部の基礎生活保障審議官室自活支援団では、2001年から2002年にかけて、先進自活事例海外研修団を派遣した。目的は、1) 諸外国の自活システムの組織、マンパワーおよび具体的な運営プログラムを学ぶことで、韓国自活事業モデルの開発に資し、第一線現場での適用の可能性を発掘すること。2) 先進国で推進中の自活支援事業のうち、自活共同体の運営方式と収益金処理現況および民・官の協力方法、自活対象者選定・依頼体系を調べ、初期段階にとどまっている韓国の自活共同体事業アイテムおよび収益モデル開発に資すること、があげられている。研修対象国はフランス、ベルギー、イタリア、スペインである。その報告内容をここに摘録する。

(1) 研修報告1：フランス¹⁰⁾

1) RMI

RMI (Revenu Minimum d'Insertion 社会参入を約束した者への最低所得保障)は、1988年に創設されたフランスの公的扶助である。勤労能力がある者に対する条件付加と積極的自活支援を行なう制度として、韓国の国民基礎生活保障制度と類似している。失業者や低所得層のための最後の拠り所として社会安全網の役割を果たすものであり、低所得層を労働市場や社会に再統合する新しい政策である。1998年には、「社会的排除と戦うことに関する方向付けを持った法律」(反疎外法)を通じてRMIを含む福祉政策はさらに拡充され、予算面でも韓国貨幣に換算して年2兆ウォン(1998~2000年平均)を超える財源が投入されている。

受給者は国立就業斡旋所 (ANPE, Agence Nationale pour l'Emploi) に登録し、自活契約書に署名しなければならず、毎分期ごとにこれを評価して不履行者には給付が中止される。職業を発見できないことを確認し、状況変化の有無に関する回答を提出しなければならないなどの一定の義務が付加される。受給者数は約90万名で、約30%が雇用や訓練を受けており、雇用された者のうち60%は非営利活動（主に地域社会連合体や公共機関）と関連した社会連帶性雇用契約 (solidarity employment contract) の下にある。国はこれ

らの契約のほとんどすべての費用を負担し、この契約を通常12ヶ月間維持し、1年間さらに延長できる。もうひとつの契約として職場への復帰契約があり、雇用主は社会保険寄与金を免除される。

自活事業は他のヨーロッパ各国と同様非営利民間団体が中心となっている。総括部署は労働部と福祉部を統合して組織された「雇用連帯部」であり、低所得階層および社会扶助受給者のための社会的企業など関連業務を担当しているのはその下位部署の「社会経済部」である。

自活事業の実施機関の中心は「社会統合目的を有する企業」(Entreprises d'Insertion)である。失職貧困階層に労働市場で安定した仕事口を提供することに焦点をあわせている。それ自体がひとつの安定した仕事口ではなく、安定した仕事口を持つことができる力量を培養するため一時的に（最高2年間）雇用、支援する。主要機能には1) 雇用を通じた職業訓練機能、2) 多様な就業障害要因除去のための保健福祉サービスがある。事業参加者（受給者）の入会費中80%は国家が負担し、残りの20%は収益で充当する。

参加対象者選抜は、韓国のように社会福祉士などが自活後見機関に受給者を委託する方法ではなく、社会統合企業が採用広告を出して採用する。採用に際しては雇用福利事務所を通じて適切な対象者かどうかの承認を受ける。

生産した物品に対する税制上の恵澤は、企業運営機関が非営利民間団体である場合に限り、サービスや財貨を購入する低所得貧困階層に回るよう、価格を引き下げる方法で運営されている。また、作業空間無償賃貸、物品購入・斡旋を主要内容とする支援を自治体から受ける。

2) フランス家電製品リサイクル共同体 ENVIE

Envieはフランス全国30カ所で家電製品のリサイクル事業を行う代表的な自活企業である。1987年にEmaus（1940年代にピエール神父が始めた自活支援団体。無住宅者の雇用と自活を支援）によって設立され、電子製品流通業体Dartyの支援を受けてフランス国内主要都市に進出し、今後はイタリア、ベルギー、オランダなどヨーロッパ全域に拡大を計画中である。産業社会が大量に放出している古くなつて廃棄された家電製品を再生・完全分解して再活用する作業を行っている。

雇用は社会経済的に困難を抱えた人のみを対象とする。

国立就業斡旋所が長期失業者、職業教育を履修できないもの、低学力者など社会経済的に困難を抱えた人を斡旋して来た場合は、Directorが雇用契約を締結し最低保障賃金7,100フランで受け入れる（雇用人力の25%である熟練技術者は正規賃金）。ここにくる自活支援対象者10名中4~5名はアルコール中毒者で、インタビューを経て雇用を決定する。中毒が深刻な場合は勤労契約期間を縮め、観察後、必要な機関に送り治療処置を行う。大部分は勤労意欲を回復して復帰。全雇用人員600名中自活支援対象者は450名程度。最大1~2年間勤労および職業訓練、健康・住居・教育などすべての社会問題を支援、管理した後、自活企業と連携した事業体に就業斡旋する（75%程度が1~2年後に一般事業体に就業）。

収入の75%は生産販売収益であり、残りの25%は国庫補助金である。自活補助金は部品費、運送費、月給、職業教育などに用いる。収益金は配分せず、再投資に使用。製品は価格が安いので利用する一般の人たちも多く、TV広報も行われているが、主に貧民街に売り場が設置されており、主顧客は経済的に困難を抱えた人たちである。

3) 示唆点

「主管部署の統合」労働部と福祉部の統合は、雇用サービスと保健福祉サービスの統合提供には有用。しかし労働部、福祉部、社会経済部が依然として独立した長官を持っており、運営過程で手続きに複雑な面がある。「自活事業の特化」自活事業実施機関の大部分はEnvieのように業種別に専門化されており、全国に事業網を広げて物品の取引、修理、販売、運送上の効率性を極大化している。韓国の自活共同体事業も、地域的特化事業の開発と、市場で差別化される専門的な業種選択および事業アイテム開発をおこなう時点に来ており、Envieのケースはよい先例となる。

「生きた職業訓練」Envieは非熟練失業者に仕事口とともに職業訓練に該当する生きた教育を提供しており、失業者の就業率が政府および公共職業訓練機関の就業率より高い点は示唆するところが大きい。

(2) 研修報告2：イタリア・スペイン¹¹⁾

1) 自活事業を支援する機関

Solidarieta e Lavoro (イタリア)

社会的弱者のQOLを向上させるための社会的企業（協同組合）。1989年に10名の発起人によって始められ

た。現在は22個の組合が所属する本社として、地方政府や一般私企業と連携して所属組合にプロジェクトを提供し、発注したプロジェクトを通じて法的なコミュニケーションを受けることで運営されている。

イタリアにおける「社会的企業」は、民間機関だが公益増進が目的の第3セクターであり、社会団体、ボランティア機関、社会的協同組合（一種の自活共同体）などを含む。保育、家事・看病援助など疎外階層に福祉サービスを提供する事業（Aタイプ）と、疎外階層に仕事口を提供し生産に参加させる事業（Bタイプ）とがある。現在22万余の社会的企業に総人口の10%に該当する500万名が関与している。そのうち51% が16,000ユーロ未満、35% が16,000ユーロから130,000ユーロ未満の小規模機関である。

COSIS S.p.A (イタリア)

1995年に、ローマ倫理銀行と社会的企業が南部イタリアの開発と社会的企業を支援するため設立した機関。資産は170億ユーロ規模で、株主は大部分私企業で構成され、利潤を追求しない非営利企業。1995～2001年間の事業内容としては、400個のプロジェクト（295個の社会的企業）に約3,500万ドルを支援。総1,542の仕事口を創出、そのうち20%が疎外階層に回る。

現在イタリアでは年間約700～800個の小規模共同体が創業され、約7,000個に13万名が勤務している。にもかかわらず、既存銀行の財政支援はほとんど期待できず、困難を抱えている。COSISはこうした社会的企業に対する財政・経営・技術諮問に業務を集中している。

CPAC (スペイン)

創業を奨励する民間センター。スペインでは、80年代の経済危機で大企業が倒産し、一時に失業率が25%に至り、その解決策として自活事業および小企業体創業の動きと政府の支援策が活発化した。CPACは失業に立ち向かって戦い自ら創業しようとする人たちを助けるため1986年に設立され、現在まで1万業体を創業させてきた（多くが家族、友人と共に創業）。政府に毎年プロジェクト計画書を提出し予算支援を受け、失業者と創業希望者に対して、就業相談、斡旋から教育、コンサルティング、マーケティング、資金支援、事務技術支援、事後管理（定期的確認手続き）まで包括的なサービス提供、小規模創業支援活動を行なう。

Cooperatives de Treball de Catalunya (スペイン)

カタルニア協同組合連合会。20世紀初頭から活動開

始、1983年改組、現在は500余の協同組合（約12,000名）を総括し、広域単位の販売網および管理を担当する機関として成長。自発的な社会的企業の連合体として関連企業をコーディネイトし、必要な場合政治的な力や法（協同組合法）的な保護を動員する役割を担当。

2) 自活共同体活性化のための示唆点

①「社会的雰囲気成熟の必要性」

イタリア、スペインでは共に働き共に分かち合う共同体精神が社会底辺に市民意識として根を下ろし、共同体（協同組合）が活発に作られる土壌が整っている。ほとんど金利を受けない寄付形態の民間出資によって共同体創業のための財源が無理なく調達され、こうした事業に参加するときには得る倫理的な利潤を高く買う社会的雰囲気の中で、私企業や銀行も積極的に事業への参加を希望する。イタリアのSolidarieta e Lavoro、スペインのCooperatives de Treball de Catalunyaのような自活企業ないしその連合体も、明らかな価値観と経験を基礎に蓄積された体系的運営方式を土台に、政府の補助金に依存せず自らの収益で運営が可能な状態にある。

しかし韓国の状況は、農村共同体が解体された後、協業の概念さえ失われ、強力な世界資本主義の攻勢に曝されている。金融恐慌と構造調整による大量失業の社会的、個人的衝撃から抜け出して、共同体が定着するためには、より長い時間と努力が必要であることを認定し支持してくれる社会的雰囲気成熟が必要である。

②「専門的な支援の必要性」

共同体の設立支援、経営と市場進入方法、財政運営と管理などは専門家の介入なしには難しい。イタリア、スペインの場合、政府の支援とともに専門家集団の支援が活発である。イタリアのCOSIS S.p.A、スペインのCPACは、共同体の専門的な支援のため設立された団体で、外部専門家との共助体系を構築し、専門的サービスを提供している。韓国でも専門化され具体的で体系的な支援を行なえる専門機関が必要であり、既存の自活後見機関協会および自活情報センターの場合、専門性蓄積と専門家集団との共助体験構築のための努力が求められる。

③「財政支援体系拡大の必要性」

共同体創業でもっとも難しいのは、設立に必要な初期資金と施設投資費用の問題である。イタリアの倫理銀行など社会連帯金庫、スペインの民間団体の基金事業およびCoop57など協同組合だけを支援する連帯金

庫は、財政支援のための民間の支援体系であり、これに政府の各種支援が含まれ、協同組合の初期設立と運営を助けている。

韓国でも、生業資金融資制度、基礎生活保障基金を活用した様々な支援策があるが、現実的に活性化できないでいる。市・道の基礎生活保障基金に対する財政支援は微々たる規模に止まっているので、支援を拡大し、自発的な寄付による社会連帯金庫の設立方法を検討する必要がある。

④「政府のビジョン提示と、体系的自活システムの構築」

イタリアの社会協同組合法（1991）、スペインの協同組合法（1932）と新法（1987）などは共同体創業のための独立した法律で、各種税制措置と政府補助金支援の制度的根拠となっており、財政支援とともに各種専門サービスを提供する機関を体系的に支援している。

韓国でも、法律を通じて共同体の具体像を提示し、初期支援（コンサルティング、マーケティング）や税金減免を含む体系的システムと一貫性のある政策、ビジョンが樹立されなければならない。

⑤「民・官協力体系構築の必要性」

イタリア、スペインの場合、地方政府が独自の自活専門担当組織と政策を持ち、失業克服と仕事を通じた福祉という側面から積極的に共同体事業（協同組合事業）に参加している。また、スペインのCPACのように、政府と専門的技術・経験を持った民間が協力して失職者を自立させるプログラムが活発で、韓国のように資格証中心ではない政府の支援策を効率的に活用して、具体的な自立支援を行なっている。

韓国でも互いに助け共に生きてゆくという共同体意識向上のための民・官の共同努力と共に、現在の官依存性の高い事業形態からパートナーシップによる役割分担形態へ進むことが、自活事業の成功と生産的福祉実現に重要な要件となるだろう。

7. 結語—<自立と共同>のバランス

1) すべての人に対する最低生活保障と各人の自活を促す支援の諸施策を一体的に結合する公的な社会福祉政策の立案と実行は、今日、世界的な潮流となっている。これは‘近代’の社会保障が両者を個別に——例えばイギリスに見るように‘公的扶助（Public assistance）’と‘失業手当（Unemployment benefit）’という風に——切り離して処理してきたことへの抜本的な

反省の上に立っている。生存の困難に遭遇する人々＝‘救済される人’とこれを‘救済する人’が同一の国家の中で別個の社会階級に属しているという事実と観念が第2次大戦で崩壊し、同一人がその生涯のうちに‘支援される人’ともなり、また‘支援する人’ともなりうるという立場の交替が一般的に予想されるようになれば、両者の一体化は必然の成り行きであった。また、各人がモノとサービス作りに大きく貢献しなければ、その豊かな再配分も可能にならないのは自明の理であろう。近代のいわゆる‘福祉国家’の欠陥——社会保障費の増大→大きな国家の不可避性——が、この2つを切り離して処理しようとしてきたことに由来するという認識は、いまや大方の人々の共有するところとなっている。

2) 問題は、しかし、社会福祉政策は‘公共’政策一般に解消し得ないところにある。貨幣や資本についての公共政策とは違って、それは人々の——日々労働し、生産し、消費する——実際の生活圏を超えては有效地に作動し得ない。近代の国民国家も広い意味では‘地域生活共同体’ではあるが、個々人の毎日の暮らしに目を配り、その時々に適切な支援策を講じるには明らかに大きすぎる。福祉は、この意味で‘普遍主義’的思考——同じ人間なのだから同じ権利を持ち、当然に同じだけの公的支援を享受できるのでなければならないという考え方——には馴染まず、局所的な‘生活共同体主義’的発想に立って——事情によっては、地域による違いや格差をも受け入れつつ——行なわれなければ、人々を幸福にすることはできないのである。それは‘<家族>から血縁を消去して地域に押し広げた共同体’の仕事なのだと言ってよい。

3) しかし、もしそうだとすれば、前近代に戻ればよいということになるのか……そう問い合わせると、私たちはそれぞれの社会にあっていま‘近代’をどう超えてゆこうとしているのかという問題に行き当たる。近代は何を描いても、個々人の<自立>を促そうとする社会であった。しかし、いま問題になっているのは、そうした個々人の<共同>のあり方如何であり、この<自立と共同>をどうバランスさせるか、これがこれから社会福祉のあり方を決めるだろうということである。とすれば、この地上の各々の社会が直面している困難は一様ではありえない。‘近代’の試練の真っ只中を通り抜けて‘近未来’を展望しようとしているところ——西ヨーロッパ諸国——と、‘近代’を通ら

ずのその傍らに作ったバイパスを通って‘近未来’を指向することになっているところでは話は違ってくる。韓国が——そして日本も大同小異であるが——西欧の新しい福祉システムを鵜呑みにしてしまえば、各人の<自立>支援という‘近代’の課題をいい加減にやり過ごしてしまう危険があるということに留意すべきであろう。しかし韓国が、前近代以来の中央官僚一元支配という伝統の中から、今ようやく‘地方自治’を体験しようとしているという歴史的重さに注目したい。日本においては、「生活保護法」——いまだに‘保護’法である——に、<地域社会>で支援を必要としている人々を支えていくという思想がないことを、いまさらながら噛み締めざるをえない¹²⁾。

[注]

- 1) 中尾美知子「韓国「国民基礎生活保障法（1999年9月制定）と'生産的福祉'」〔『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第2巻第2号、2000年3月、PP.31-37〕参照。また本稿は、総合研究開発機構DISCUSSION PAPER『社会福祉と「自活支援』』（2001年5月）に新たな資料を追加し大幅に加筆して作成した。
- 2) 韓国保健福祉部「2000年度（10～12月）国民基礎生活保障事業案内」2000年4月、同『2000年度（10月～12月）国民基礎生活保障事業案内（自活給付）』2000年8月、同『国民基礎生活保障関連法令集』2000年8月、同『国民基礎生活保障事業案内（Ⅱ）自活事業』2003年1月、同『2002保健福祉白書』2003年6月（以上いずれも韓国語）参照。
- 3) ノ・テミョン「自活支援制度改善の争点と推進方向」〔韓国自活後見機関協会『自活事業制度改善課題と改善方法に対する討論会』2003年9月、PP.1-14〕、前掲『国民基礎生活保障事業案内（Ⅱ）自活事業』（以上いずれも韓国語）参照。
- 4) 「生産的福祉と自活支援事業」〔『週刊社会福祉新聞』第472号、2001年2月5日〕（韓国語）5面。
- 5) 「自活支援事業の現況と課題」1, 2（『週刊社会福祉新聞』第472,474号、2001年2月5, 19日）（韓国語）参照。
- 6) 前掲『2002保健福祉白書』P.81参照。
- 7) ノウォン区庁自活支援事業ホームページ〔<http://www.nowon.seoul.kr>〕、ノウォン自活後見機関『ノウォン自活後見機関紹介』（韓国語）参照。
- 8) 保健福祉部『2003年度総合自活支援計画』2002年12月（韓国語）参照。
- 9) 「自活事業制度改善方向と課題—協会制度改善要求案作成のための基礎文書」〔韓国自活後見機関協会『自活事業制度改善課題と改善方法に対する討論会』2003年9月、PP.15-29〕（韓国語）参照。
- 10) 基礎生活保障審議官室自活支援団『先進自活事例海外研修報告書』2001年7月（韓国語）参照。
- 11) 基礎生活保障審議官室自活支援課『先進自活事業海外研修報告書—第1チーム：イタリア・スペイン』2002年5月（韓国語）参照。
- 12) 保健福祉部では2004年1月に「2004年度総合自治支援計画」を発表し、自治事業予算前年度比29.5%増を含む今年度方針を示した。その中で、自活勤労事業は従来のアップグレイド型と就労型の2種から、市場進入型、社会的仕事口型、インターナル型、勤労維持型の4種に多様化されることになっている。